

平成 24 年 11 月 8 日
株式会社 山梨中央銀行

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けました

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

1. 趣旨

平成 24 年 8 月 30 日、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」（以下、「本法律」という）が施行されました。

本法律では、中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業の支援事業を行う者（経営革新等支援機関）を認定し、その活動を後押しするための措置、中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑にするための措置が講じられております。

今般、当行は、本法律に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

つきましては、中期経営計画に掲げる戦略課題「ソリューション営業による取引推進強化」と、金融庁の監督指針に示されている「コンサルティング機能の発揮」への対応として、当行は中小企業の経営力強化に向けた支援事業を実施してまいります。

2. 認定日

平成 24 年 11 月 5 日（月）

3. 本法律の背景・目的

中小企業の経営課題は、多様化・複雑化しております。そのため、財務および会計等の専門的知識を有する者による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっております。

また、内需が減退するなか、中小企業が海外展開を行うにあたって、中小企業の海外子会社の資金調達が困難になるなど、資金面での問題が生じております。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑にするための措置を講じることが急務となっております。

4. 本法律の概要

本法律では、主として以下の措置が講じられております。(別紙参照)

(1) 中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化

既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現します。

また、中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による協力や信用保証の付保による資金調達支援を通じ、認定機関が行う支援事業を支援します。

(2) 海外展開に伴う資金調達支援

中小企業新事業活動促進法等に基づく承認または認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し以下の措置が講じられます。

日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援します。

中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援します。

5. 経営革新等支援機関の概要

(1) 業務

経営革新または異分野連携新事業分野開拓(新連携)を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容、経営状況の分析

経営革新のための事業計画または異分野連携新事業分野開拓(新連携)にかかる事業計画の策定・指導・助言

(2) 経営革新等支援機関に対する支援措置

中小企業の信用保証料の引下げ

経営革新等支援機関が、中小企業に対して、事業計画の策定やフォローアップ等の支援を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額(0.2%程度)となります。

中小企業信用保険法の特例措置(中小企業者みなし)

中小企業の振興を図る事業を行う一般社団法人、一般財団法人およびNPO法人が信用保険法の保証対象となります。

中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による協力

経営革新等支援機関からの依頼に応じ、技術、知財管理、海外展開等をはじめ、様々な分野の専門家が派遣されます。

以上

中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化

問題意識

○中小企業の経営課題の多様化・複雑化

- 内需減退、円高や震災の影響、取引先企業の海外流出、新興国との競争激化、本格的な海外展開、等

○新たな支援事業を行う担い手の登場

- 地域金融機関による支援事業(リレーションシップ・バンкиング)など

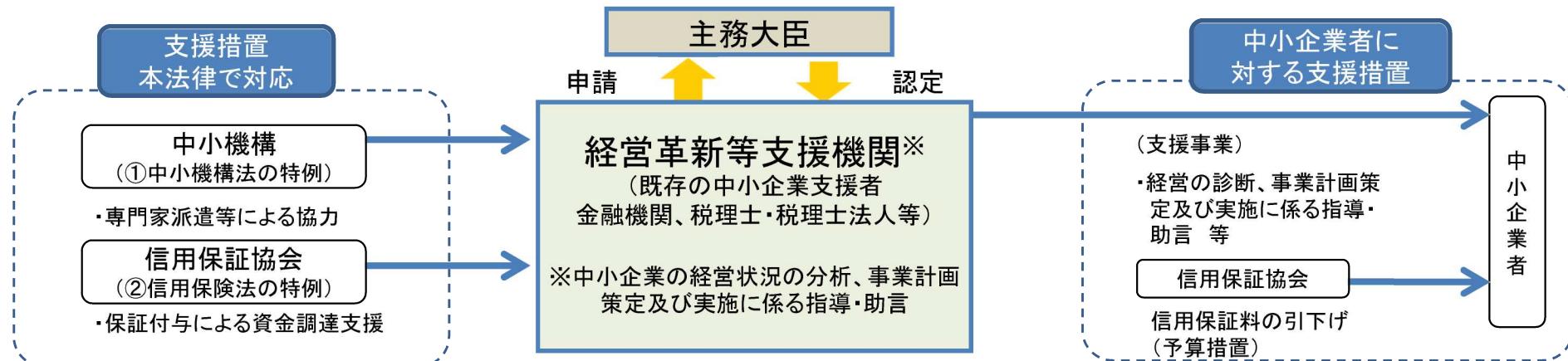
支援措置

1. 中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化

- 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。

2. 中小企業の支援事業を行う者への支援措置

- 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、中小企業支援事業を支援する。



中小企業に対して「チーム」として専門性の高い支援を行うための体制を整備する。

海外展開に伴う資金調達支援

問題意識

○成長著しいアジア等の海外市場の需要を取り込む

- 内需が減退する中、中小企業が成長著しいアジア等の海外市場の需要を取り込み、これを自らの成長につなげていく

○現地金融機関から資金調達が困難

- 多くの中小企業のメインバンクである地域金融機関については、現地金融機関がその信用力を判断できない

支援措置

国内の事業基盤の維持に配慮しつつ、

1. 現地子会社の資金調達支援

- 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を通じ、現地通貨建ての資金調達の円滑化を図る。

2. 海外展開のための国内における資金調達支援

- 中小企業信用保険の限度額を増額し、日本企業が海外展開を図る際に、外国法人を設立した場合における出資、貸付けに要する資金の調達を支援する。

